

重要事項説明書

当事業所は、ご利用者に対して下記事業を提供する上で、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上
ご注意頂きたいことを次の通り説明いたします。

1 事業者の概要

名称	株式会社BAILA
代表者氏名	代表取締役 平松 康平
本社所在地 (連絡先)	静岡県静岡市清水区興津中町1062 (054-659-9110)
法人設立年月日	平成29年12月12日

2 事業所の概要

名称	C a b a n a
事業の種類	短期入所
事業所番号	2254261246 号(令和5年4月1日指定)
所在地	静岡県静岡市清水区興津東町1176-1
連絡先	054-660-9120 (FAX:054-659-9112)
利用定員	3人
主たる対象者	発達障害・知的障害
営業日 ・ 営業時間	月～土曜日 16:30 ~ 翌日 9:00
事業所の通常の 事業実施地域	静岡市清水区域
事業の目的 及び運営方針	本事業所は、清水区興津という、自然や人々の暖かさなどの恵まれた地域性を利用し、子供たちが地域の中で生きていく力を身に付けることを目的とした支援を行っています。
事業所が行なう 他のサービス	放課後等デイサービスみらいがくい 放課後等デイサービスみらいがくいんFORMA 障がい児者スポーツクラブ BAIIA!!

3 事業所における職員の配置について

(1)職員体制

(2025年9月1日時点)

職員	人数
管理者	1名
生活支援員	2名以上

4 事業所の設備等の概要

設備の種類	部屋数	備考
居室	1室	① 11.17 m ² ②8.28 m ² ③8.28 m ²
食堂	1室	1階
トイレ	2室	洗面台付き様式トイレ 各階設置
浴室	1室	1階

5 提供するサービスの内容

事業所で行う、指定短期入所サービスの内容は以下の通りとする

サービスの内容		
・食事の提供 ・機能訓練 ・その他、日常生活上必要な支援	・身体等の介助 ・生活相談	・健康管理 ・送迎サービス

(1) 送迎サービスについて

① 受け渡しについて

送迎につきましては、原則保護者様との受け渡しとさせていただきます。ただし、事前に保護者様からの依頼、同意があった場合には、この限りではありません。

また、引き渡し前後に生じた事柄（迎え入れ前や、送り届け後の事故やケガ等）につきましては、一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

② 留守番支援について

保護者様より、留守番支援（保護者様が不在時に、自分で施錠を行い自宅で過ごされる等）の依頼があった場合には、保護者様不在時でも送迎を行います。ただし、送迎前後に生じた事柄（迎え入れ前や、送り届け後の事故やケガ等）につきましては、一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

6 利用料金

(1) 支払い方法及び予約について

- ① 利用料金の支払いは、サービスを利用した月の翌月に請求いたします。請求月の月末までに、直接事業所にてお支払い下さい
- ② 利用の際には、あらかじめ利用予約を行っていただきます。当事業所から配布された予約表に記入をし、事業所が指定する日までに御提出ください。利用日は、基本的に曜日固定とさせていただきます。

(2) 利用者負担額について

サービスを提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によります。下記の表の通り、世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

〈 利用者負担額上限表 〉

区分	世帯の所得状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯 (890万以下)	4,600円
一般2	上記以外 (890万以上)	37,200円

※詳しい料金内容につきましては、別紙「短期入所給付費一覧」にてご確認ください。

(3) サービス給付費以外の利用料について

下記の内容については、全額実費の利用となり、前項の利用者負担額と一緒に御請求をさせていただきます。

内 容	料 金
食事代	一律 250円 (朝食、昼食、夕食の一食当たりの金額)
光熱費	300円/日 (調理時の光熱費・入浴洗顔等の水道費等、生活全般にかかる費用)
リネン代	200円/日
その他	自費 行事等の参加費等

7 利用者の記録及び情報の管理等

- ① 事業者は法令に基づいて、利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報についてはサービスを提供した日から5年間保管します。閲覧希望の際にはお申出ください。
- ② 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。また、サービス提供を行う上で必要となる場合には、予め別紙のとおり同意書を取り交わした範囲内で情報を提供します。

8 ご利用に際し留意していただきたい事項

設備・器具の利用	設備・器具等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	保護者及び利用児童の思想、信仰は自由ですが、他者に対する布教活動・政治活動・営利活動等のご遠慮ください。
貴重品の管理	保護者の責任において管理していただきます。 なるべく貴重品はお持込にならないようお願いします。

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用児童に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者や医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

10 協力医療機関

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用児童の病状の急変等に備えています。

医療機関名称	三上医院
所在地	静岡県静岡市清水区原56-12
電話番号	054-366-7207
診療科	内科・消化器科・循環器科

11 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「危機管理マニュアル」に従って対応します。
防火管理責任者	管理者 平松麻美
避難訓練	利用者も参加の上、年2回以上実施します。
防火設備	消火器、誘導灯、火災報知器

12 身体拘束について

事業者は、サービス提供にあたり、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用児童又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ず身体拘束を行う際には、その時の状況等を記録し、保管をします。

13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する委員会及び責任者を設置しています。

虐待防止等に関する責任者	管理者 平松麻美
--------------	----------

② 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

14 事故発生時の対応方法について

利用児童に対するサービスの提供中に事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用児童の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用児童に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。本事業者は、損害賠償保険に加入しています。

15 相談・苦情窓口

(1) 当事業所の相談・苦情担当

担当者	管理者 平松麻美
-----	----------

(2) 当事業所以外の相談・苦情窓口

市 町 村	担当部署	静岡市障害者推進課
	所在地	静岡市役所静岡庁舎15階
	連絡先	054-221-1098
	受付時間	10時から17時